

2章



育児休業中からの
申し込みについて





2章 育児休業中からの申し込みについて

2章

育児休業中からの申し込みについて

1 現在、育児休業中です。保育園は申し込めますか？

育児休業中にご家庭でお子さんを保育できる状況にあることから、申し込み対象になりません。「◆就労証明書」記載の復職予定月から申し込み対象になります。

ただし、入所できたときに育児休業を切り上げて利用開始月の月内に復職が可能であることを「◆就労証明書」で確認できる場合は、復職予定日より前であっても申し込みすることができます。

そのため育児休業中に復職予定で申し込んだ方は、利用開始月内に復職する必要があります。

例：令和6年4月入所 → 令和6年4月30日（火）までに復職

2 入所後に復職する際に気をつけることはありますか？

「復職」とは、育児休業を取得した就労先に同じ就労条件で復帰することです。

※育児休業中の転職などは「復職」には該当しません。

事例① 育児休業中から復帰する場合（就労日数・時間は同じ）

		申込時	入園時
<input type="checkbox"/>	○	A社で育児休業取得中	A社に復職
<input checked="" type="checkbox"/>	○	A社で育児休業取得中	A社に復職後、B社に入社
<input type="checkbox"/>	×	A社で育児休業取得中	A社に復職せず、B社に入社

、は育児休業を取得したA社に同じ就労条件で復帰しているので「復職」に該当します。その場合の利用調整指数は「就労」です。

はA社に復帰せずに、別のB社に入社しているため、「復職」には該当せず、新しい仕事を始める「求職活動」に当たります。その場合の利用調整指数は「求職活動」になります。

そのため「復職」で申し込んだ方が、に該当する場合は、内定取り消しの対象になります。

事例② 入所後に就労時間が変わる場合

		申込時	入園時
<input type="checkbox"/>	○	育児休業取得中	通常就労時間で復職
<input type="checkbox"/>	○	育児休業取得中	時間短縮制度を使って復職
<input type="checkbox"/>	×	育児休業取得中	短時間労働者に就労条件を変更して復職

、は同じ就労条件で復帰しているため「復職」に該当します。の時間短縮制度を利用する場合は、就労条件に変更はなく、時間短縮制度を利用しているだけなので内定取り消しにはなりません。

は就労条件が変更になっているため「復職」には該当せず、原則内定取り消しの対象となります。ただし、申込時と同等以上の就労日数・時間で就労する場合は、内定取り消しにはなりません。

**事例③ 復帰後の派遣先が未定の場合**

派遣元 A に雇用され、派遣先 B で就労している方が、育児休業を取得しているケース（就労日数・時間は復帰後も同条件で就労）

		申込時	入園時
㊦	○	派遣元 A で育児休業取得中	派遣元 A に復職し、派遣先 B で就労
㊧	○	派遣元 A で育児休業取得中	派遣元 A に復職し、派遣先 C で就労
㊨	×	派遣元 A で育児休業取得中	派遣元 A に復職せず、派遣元 D に雇用され、派遣先 B で就労

「復職」とは同じ就労先に復帰することです。派遣社員の方の場合は「派遣元」が就労先となります。㊦、㊧は派遣元 A に復職しているので、派遣先が復帰前と違う場合でも「復職」に該当します。

㊨は派遣先は同じですが、派遣元 A に復職せず、新しい派遣元 D に就労しているので「復職」には該当せず、内定取り消しの対象になります（事例①㊧と同様）。

事例④ 派遣先での就労条件が変わる場合

派遣元 A に雇用され、派遣先 B で週5日、1日8時間就労していて、育児休業を取得しているケース

		申込時	入園時
㊩	○	派遣元 A で育児休業取得中	派遣元 A に復職し、派遣先 B で週5日、1日8時間就労
㊪	○	派遣元 A で育児休業取得中	派遣元 A に復職し、派遣先 B で週5日、1日9時間就労に変更
㊫	×	派遣元 A で育児休業取得中	派遣元 A に復職し、派遣先 B で週3日、1日4時間就労に変更

「復職」とは同じ就労条件で復帰することなので、㊩は「復職」に該当します。㊪、㊫は就労条件を変えています。㊪は復帰前と同等以上の就労時間のため「復職」に該当します。㊫は復帰前よりも就労日数・時間が少なくなっているため「復職」には該当せず、内定取り消しの対象になります。



3 復職予定の場合と復職済の場合の利用調整指数は、何か違いがありますか？

①産後休暇・育児休業から復職予定の方

復職後に時間短縮制度を利用する場合、利用しない場合または未定の場合、いずれの場合においても、原則として就労証明書に記載された契約上の通常就労日数・時間を基に利用調整指数を決定します。

②産後休暇・育児休業から復職済の方（就労中の方）

復職後の就労状況を基に利用調整指数を決定します。時間短縮制度を利用している方は、時間短縮制度取得期間中の就労日数・時間を基に利用調整指数を決定します。産後休暇・育児休業から復職した方は、復職後の就労日数・時間が記載された就労証明書を P12 ②の提出場所にご提出ください。

4 育児休業を延長するための証明書がほしい

①保育園を待機している方

保育園に入所できていない証明として「保育所入所保留通知書」があります(以下「保留通知書」といいます。)。保留通知書は、申込書に記載された利用希望月に発行されます。それ以外の月は発行されませんので、申し込みが継続されていて利用希望月以降、ほかの月で保留通知書が必要な方は、P12 ②の提出場所に「◆保留通知書・徴収証明書等発行依頼書」をご提出ください。発行には1週間程度かかります。

◎3月入所の利用調整は行っていませんので、3月分の保留通知書は発行していません。
(3月の保留通知書が必要となる場合は、事前に就労先へご確認ください。)

②まだ保育園を申し込んでいない方

申し込みをしていない場合は保留通知書の発行はできません。

育児休業を取得されている方で、育児休業給付金の申請を延長するためには、お子さんが1歳になる月の保留通知書が必要となります。保留通知書が必要な方は利用希望月の提出期限（P12「①提出期間」参照）までに必ず入園をお申し込みください。

例：お子さんの誕生日が7月28日（7月の「保留通知書」が必要となる場合）
→5月31日（金）午後5時までに7月利用の申し込みが必要となります。

育児休業の延長を許容できる方については、利用調整の順位を下げる取り扱いがありますので、詳しくはP35「④育児休業の延長を許容できる人の利用調整について」をご覧ください。

なお、育児休業の延長に関する各種手続きについては、就労先またはハローワークなどに必ず事前にご確認ください。

◎就労先によっては、1カ月分のみでなく毎月保留通知書が必要となる場合があります。

③転入予定の方

転入予定の方は必ず利用希望月の前月末までに転入するとともに、転入後、中央区民として再申請する必要があります。この手続きが利用希望月の前月末までに行われない場合、保留通知書は発行できません。



5 保育園を待機中ですが、復職しました。手続きは必要ですか？

下表の書類をご提出ください。

申込時（復職前）の状況で利用調整を行い内定となった場合に、申込時と内定後の就労などの状況に差異があるときは内定取り消しの対象になります。

特に時短勤務で復職される場合は注意が必要です。

◆子どものための教育・保育給付認定変更認定申請書 兼 申請内容変更届

◆就労証明書（「復職日」の記載があり、発行日が復職日以降のもの）

◆受託証明書（復職後にお子さんの預け先がある場合）

◎「◆受託証明書」による指数の加算については、すべての書類を提出後、加算の対象となる日の属する提出期間に合わせて、該当する利用希望月の利用調整から反映されます（P12「申込書類の提出期間・提出場所について」を参照してください。）。

◎お子さんの預け先が変更になった場合は必ず書類をご提出ください。申込時と内定後の預け先に差異があるときは内定取り消しの対象になります。

6 保育園へ入所できなかったため育児休業を延長しました。延長後の復職予定月まで復職ができないのですが、申し込みを継続することはできますか？

育児休業延長後の復職予定月まで復職できない場合は「◆保育所入所（転園）申込取下届」を利用希望月の提出期限までに提出し、申し込みを取り下げてください。再度利用を希望する場合は、育児休業延長後の復職予定月から改めて申し込みが必要です。

提出期限までに「◆保育所入所（転園）申込取下届」の提出がなく、内定後に復職できないことが確認された場合は、内定が取り消しとなるとともに、申し込みが自動的に取り下げとなります。その際、区から通知はいたしませんのでご注意ください。

3章



転入・転出などを伴う
申し込みについて





3章 転入・転出などを伴う申し込みについて

3章

転入・転出などを伴う申し込みについて

1 中央区に転入予定です。申し込みはどのようにすればよいですか？

1 中央区に転入予定で、中央区の保育園に申し込みをする場合

①申込先

中央区民と同様に直接中央区にお申し込みください。（P12参照）

利用希望月の前月末までに転入することを条件に中央区民とみなし利用調整を行います。

◎お住まいの自治体によっては、お住まいの自治体経由で申し込むようご案内される場合がありますが、中央区では自治体経由を不要としておりますので、原則中央区へ直接申し込みください

②申込期限

中央区の各月の申込期限（P12参照）までに、ご提出ください。

③申込書類

P13～19に記載の書類となります。

なお転入予定の方については通常の申込書類に加え、下表の書類の提出が必要になりますのでご注意ください。

転入の予定を確認できる書類（利用希望月の前月末までに転入することがわかるもの）

- ①◆中央区への転入誓約書
- ②不動産の売買（賃貸借）契約書の写し

- ①は必ずご提出ください。
- ①に加え、②をご提出ください。
- ②の提出ができない場合は、①の下部証明欄に証明を受けたものをご提出ください。

◎ ①の書類は、転入予定日、転入先住所、転入者全員分の氏名が明記されていることが必要です。

◎ 利用希望月の申込期限までに上記書類の提出がない場合(不備がある場合を含む。)は申し込みを受け付けすることはできませんのでご注意ください。

保育料などを算定するための書類

◎ 保育料の算定および利用調整基準表(P32～33参照)の優先順位12番の適用のため、下表の書類を保護者全員分ご提出ください。利用希望月により、証明書等の対象年度が異なりますのでご注意ください。

◎ 外国語で記載された証明書などは、必ず和訳を添付してご提出ください。

利用希望月 保護者の状況	令和6年4月～8月 利用希望	令和6年9月～令和7年2月 利用希望
他区市町村から転入予定の方	令和5年度「住民税課税(非課税)証明書」(令和5年1月1日現在の住所地の自治体で取得してください。)	令和6年度「住民税課税(非課税)証明書」(令和6年1月1日現在の住所地の自治体で取得してください。)
海外から転入予定で日本で課税されていない方	令和4年1月～12月の「◆年間収入申告書」 ◎会社発行の給与支給証明書などを添付してください。	令和5年1月～12月の「◆年間収入申告書」 ◎会社発行の給与支給証明書などを添付してください。



申込児童の生年月日が確認できる書類

下表①、②のいずれかをご提出ください。

①母子健康手帳の写し ②P19記載の「本人確認」書類の写し	●①は表紙と出生届出済の証明があるページの写しをご提出ください。 ●②は申込児童の氏名および生年月日が確認できる部分の写しをご提出ください。
----------------------------------	---

④ 転入届出後の手続き

転入後、中央区民としての再申請（以下「転入再申請」といいます。）を行っていただく必要があります。利用希望月の前月末までに転入の届出をした上で、中央区役所6階保育課保育入園係にお越しください。転入再申請の手続きを行っていただきます。手続きの際にはP19⑩に記載の確認書類をご提示ください。

- ◎ 転入再申請の受付窓口は**中央区役所6階保育課保育入園係のみ**です。日本橋・月島特別出張所などでは受け付けできませんのでご注意ください。
- ◎ 申込時と申し込み内容などに変更がある場合には、必ずお申し出ください。
- ◎ **利用希望月の前月末までに転入再申請を行わなかった場合、以下の対応となります（転入の届出を終わらせていても、転入再申請の手続きを行っていない場合は同様の対応となります。）。**
 - ▶ **内定した場合**・・・**内定辞退とみなします。**
 - ▶ **内定しなかった場合**・・・**現年度中の利用調整は中央区民の利用調整の後に行います（※中央区に転入し、転入再申請の手続きを終えるまで。）。**
- ◎ 保留通知書などの利用調整結果に係る書類は転入再申請の手続き後に発行します。転入再申請の手続きを行わない場合は発行できません。
- ◎ 育児休業の延長を許容できる方の申し込みについては、P35④「育児休業の延長を許容できる人の利用調整について」を必ず事前にご参照ください。
- ◎ 転入前の自治体で保育園に通っており、中央区の保育園に内定した場合は、内定月の前月末までに転入前の自治体の保育園を退所する必要があります。内定月の前月末までに退所していない場合、内定辞退とみなします。
- ◎ 転入前の自治体で保育園に通っており、中央区の保育園に内定しなかった場合に、転入前の自治体の保育園に引き続き通うことを希望する場合は、別途お手続きが必要になります。転入再申請時に併せて必ずお手続きください。詳しくは次の②をご参照ください。

2 中央区に転入後も引き続き以前にお住まいの自治体の保育園に通う場合

中央区に転入後も、中央区民として以前にお住まいの自治体の保育園に通う場合、中央区において改めて教育・保育給付認定を受ける必要があります。以下のとおり必ず転入した月の月末までにお手続きをお願いします。

- ◎ 受付窓口は**中央区役所6階保育課保育入園係のみ**です。日本橋・月島特別出張所などでは受け付けできませんのでご注意ください。
- ◎ 転入後の引き続きの在園の可否、在園できる期間および条件などは自治体により異なります。必ず事前にお住まいの自治体にご確認ください。

提出期限	必要書類
転入した月の月末まで	保育の必要性を証明する書類（P14②参照）

- ◎ ひとり親家庭の場合は上記書類に加え、P17⑤に記載の書類をご提出ください。



2 中央区に在勤・在学しています。申し込みはできますか？

1 中央区に在勤・在学されている方の受け入れ基準について

中央区外にお住まいで、父母のどちらかが中央区に在勤・在学されている方については、下表の基準で申し込みを受け付けすることができますので、事前にご確認の上、お申し込みください。

①私立認可保育所および私立認定こども園の3～5歳児クラスのみ受け付けます。
②現在お住まいの自治体において教育・保育給付認定を受けている必要があります。
③利用調整は中央区民の利用調整の後に行います。
④延長保育を利用することはできません。

◎ 教育・保育給付認定の有効期間が終了したときまたは中央区内に在勤・在学先がなくなったときは、当該月の末日で退園となります（中央区内に在勤・在学していた保護者が育児休業を取得するときも同様です。）。

2 中央区に在勤・在学されている方の申込方法について

①申込先

申込先は現在お住まいの自治体になります。

中央区に直接提出された場合、原則受け付けすることができませんのでご注意ください。

②申込期限

中央区の申込期限までに、お住まいの自治体から中央区に書類が届く必要があります。必ず事前にお住まいの自治体に提出期限および提出方法についてご確認の上、余裕をもってお申し込みください。

③申込書類

P13～19に記載の書類となります。

◎ 「◆就労証明書」または「◆在学証明書」などで中央区に在勤または在学していることが確認できる必要があります。

◎ 保育料などを算定するための書類については、転入予定で申し込む場合と同様です。P44を参照ください。



3 中央区から転出予定です。申し込みはどのようにすればよいですか？

1 中央区から転出予定で転出先自治体の保育園に申し込みをする場合

① 申込先

転出先自治体の保育担当課

- ◎ 詳細については転出先自治体へお問い合わせください。
- ◎ 転出先自治体によっては、中央区経由で申し込むようご案内される場合がありますが、中央区では転出予定のある方には原則として転出先への直接申込をお願いしておりますので、その旨をお伝えください。

② 申込期限

申込期限は自治体や申し込む利用希望月などによって異なります。
詳細については転出先自治体にお問い合わせください。

③ 申込書類

必要書類は自治体によって異なります。必ず事前に転出先自治体にお問い合わせください。

④ 転出後の手続き

中央区から転出後速やかに転出先自治体への転入の届出と転出先自治体の住民としての改めでの申し込みが必要です。転出先自治体で手続きを行わないと内定が取り消しとなる場合があります。詳細については転出先自治体にお問い合わせください。

- ◎ 中央区の保育園に通っており、転出先自治体の保育園に通うことが決まった方は、速やかに「◆保育所退所届」を通っている園にご提出ください。
- ◎ 中央区の保育園に通っており、転出先自治体の保育園に内定しなかった場合に、転出後も中央区の保育園に引き続き通うことを希望する場合は、必ず転出した日の前日の属する月の末日までに転出先自治体にその旨お申し込みください。
- ◎ 転出先自治体における利用調整結果に係る書類は、中央区における利用調整ではないため、中央区で発行することができません。保留通知書などをご希望の場合は、転出先自治体で発行可能か事前にご確認ください。



2 中央区から転出後も引き続き中央区の保育園に通うことを希望する方

転出した後も引き続き中央区の保育園に通う場合は、転出した日の前日の属する月の末日までに転出先自治体にその旨お申し込みください。また転出に伴い、中央区における教育・保育給付認定の有効期間が終了となるため、転出先自治体において改めて教育・保育給付認定を受ける必要があります。これらの手続きを行わない場合は退園になります。

なお在園できる期間や条件などは下表のとおりです。

転出した年度	<ul style="list-style-type: none"> ● 転出した年度の末日まで継続して在園することができます。 <u>ただし延長保育（スポット延長保育含む）の利用および転園の申し込みはできません。</u>
次年度以降	<ul style="list-style-type: none"> ● <u>保護者(父母)のどちらかが中央区に在勤・在学しており、お子さんが私立認可保育所または私立認定こども園の3～5歳児クラスに在籍する場合は、継続して在園ができます。ただし延長保育(スポット延長保育含む)は利用できません。</u> ● 転出先自治体における教育・保育給付認定の有効期間が終了した場合または中央区内に在勤・在学先がなくなった場合(中央区内に在勤・在学していた保護者が育児休業を取得する場合を含む)は、当該月の末日で退園となります。

◎「◆**保育所退所届**」を既に提出している場合は、お申し込みいただいても在園することができませんのでご注意ください。

4章



疾病・障害・発達の遅れ・

アレルギーなどのある

お子さんの申し込みについて





4章 疾病・障害・発達の遅れ・アレルギーなどのお子さんの申し込みについて

1 疾病・障害・発達の遅れ・アレルギーなどのお子さんの申し込み

お子さんについて、疾病・障害・発達の遅れ・アレルギーなど気になることがある場合は「◆健康状態調査書」をご記入の上、**申込時には郵送やオンライン申請ではなく「中央区役所6階保育課保育入園係」**にご相談ください。お子さんの状況について、聞き取りをさせていただきます。食物アレルギーについても事前に申し出をお願いします。

また、申し込み後に疾病・障害・発達の遅れ・アレルギーなどが判明した場合または改善した場合は「◆健康状態調査書」と「◆子どものための教育・保育給付認定変更認定申請書 兼 申請内容変更届」をご提出ください。

疾病・障害・発達の遅れなどの程度によっては、人員体制などの保育園の受け入れ体制が整わないなどの理由により、利用希望の園を変更していただく場合や、登園開始が利用希望月の初日からとは限らない場合があります。

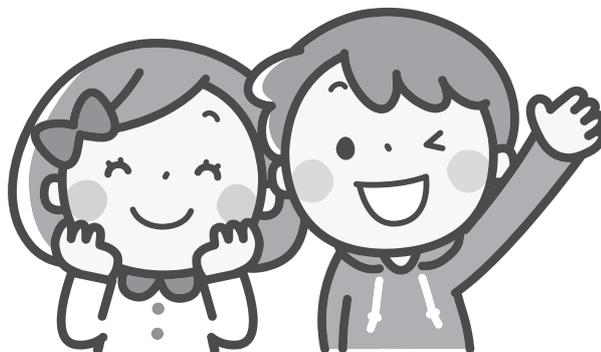
なお、申し出がなく内定後の面接・健康診断で疾病・障害・発達の遅れ・アレルギーなどが判明した場合は、内定した保育園によっては、上記の理由により受け入れができない場合がありますので申し込み前に必ずご相談ください。

2 日常的に医療的ケアが必要なお子さんの申し込み

日常的に医療的ケアが必要となるお子さんについては、医療的ケアの内容やお子さんの状況を確認させていただく必要があります。**申し込み前に必ず「中央区役所6階保育課保育入園係」**にご相談ください。

また、令和6年4月に区立明石町保育園において医療的ケア児専用保育室が開設となります。施設の概要等については、中央区ホームページに掲載していますのでご参照ください。

医療的ケア児専用
保育室について



5章



待機している方へ





5章 待機している方へ

1 待機中に変更事項があったとき

1 申し込みの有効期限 ～支給認定証の有効期間に注意！～

申し込みの有効期限は、教育・保育給付認定の有効期間または利用希望月の属する年度の末日（12月～2月を除く）のうち、いずれか早い日までとなります。

教育・保育給付認定については「保育を必要とする事由」によって有効期間が異なりますのでご注意ください（P11③参照）。教育・保育給付認定の有効期間が年度中に終了する方は、終了前に以下の書類をP12②の提出場所にご提出ください。

◆子どものための教育・保育給付認定変更認定申請書 兼 申請内容変更届

●保育の必要性を証明する書類（◆就労証明書、診断書の写し、◆求職活動状況申立書など）

●支給認定証

特に「求職活動」で申し込みの方は、教育・保育給付認定の有効期間が3カ月のため、上記の書類を有効期間が終了する月の翌月の利用申込の提出期限まで（P12参照）に提出していただく必要があります。提出がない場合は申込有効期間が終了となり利用調整の対象となりません。

例：教育・保育給付認定の有効期間が4月1日～6月30日の場合
→7月利用の申込期限（5月31日（金）午後5時）までに提出する必要があります。

2 申し込んだ年度に入れなかったけれど、次の年度も必要なときは・・・

次年度の4月以降も引き続き利用を希望する場合は、次年度4月利用の提出期間中に改めて申し込みが必要です。

例：9月利用希望で申込書を提出した場合（9月～2月の期間は申し込みが有効）
→次年度以降は、次年度4月利用の提出期間中に改めての申し込みが必要です。

※12月～2月利用希望は次年度まで有効となります。

◎次年度4月利用希望の提出期間については、決定次第、広報紙「区のおしらせ ちゅうおう」および中央区ホームページでご案内します。



3 保育が必要なくなったときは・・・

下表の場合は速やかに「◆保育所入所(転園)申込取下届」と「支給認定証」をP12②の提出場所に提出し、申し込みを取り下げてください。

なお取り下げとなるのは、提出日の属する提出期間(P12①参照)の利用希望月からとなります。

●自宅で保育ができるようになった場合
●退職してその後働く意思がなくなった場合
●認可外保育施設などに入所して、認可保育施設に入所する意思がなくなった場合
●中央区から転出する場合

4 ご家庭やお仕事などの状況が申込時と変わったときは・・・

ご家庭やお仕事などの状況が申込時と変わったときは、必ず以下の書類をご提出ください。提出先はP12②の提出場所になります。

申込時と保育園の内定または決定時の就労などの実態に差異があるときは、内定取り消しまたは退園となります。書類が間に合わない場合や、利用開始後に変更する予定の場合は必ずご連絡ください。

必要書類	必要な方
◆子どものための教育・保育給付認定変更認定申請書 兼 申請内容変更届	全員

下表の書類は変更内容に応じてご提出ください。

必要書類	必要な方
●保育の必要性を証明する書類	証明内容に変更のある方
●保育料を算定するための書類	中央区で区市町村民税が課税されていない方 区市町村民税に変更があった方
●ご家族に関する書類	ご家族の状況に変更がある方
●お子さんに関する書類	お子さんの状況に変更がある方
●支給認定証	支給認定証の内容に変更がある方



① ◆子どものための教育・保育給付認定変更認定申請書兼申請内容変更届

申し込み内容を変更をするときに必要な書類です。P98 に記入例がありますので、ご確認の上、記入してください。変更内容が下表の場合は「◆子どものための教育・保育給付認定変更認定申請書 兼 申請内容変更届」をご提出ください。

変更内容	提出期限
住所、氏名、電話番号	変更のあった日から1週間以内
子どもの健康状況（疾病、障害、発達の遅れ、アレルギーなど）	変更のあった月 ※◆健康状態調査書と併せてご提出ください。 ※完治した場合も提出が必要です。
家族構成（次の子が生まれた）	変更のあった月 ※母子健康手帳（表紙および出生届出済証明書欄のあるページ）の写しと併せてご提出ください。
保育必要量（標準時間・短時間）	変更を希望する月の前月

② 保育の必要性を証明する書類

変更内容が下表の場合は「◆子どものための教育・保育給付認定変更認定申請書 兼 申請内容変更届」と表内の提出書類をご提出ください。

変更内容	提出期限	提出書類
退職して求職活動をはじめた	退職した月	◆求職活動状況申立書
求職活動・就労内定で就職した	就職した月	◆就労証明書（証明年月日が就労開始日以後のもの） （※1）自営業主などはA書類（1種類）およびB書類（3カ月分）も提出
別の会社に転職した	転職した月	◆就労証明書（証明年月日が就労開始日以後のもの） （※1）自営業主などはA書類（1種類）およびB書類（3カ月分）も提出
産前産後休暇・育児休業から復職した	復職した月	◆就労証明書（証明年月日が復職日以後のもの）
就労条件を変更した （就労場所・日数・時間など）	変更した月	◆就労証明書（変更後のもの） （※1）自営業主などで就労場所を変更した場合は、A書類（1種類）も提出
病気・障害になった	医師の診断を受けた月	●診断書の写し（病名、病状、回復見込み、日中にお子さんの保育が必要である旨について記載されたもの） ●障害者手帳の写し（両面）
次の子を妊娠した	分娩予定日の4カ月前（※2）	●母子健康手帳の写し（表紙と分娩予定日の記載があるページ）
学校などに入学した	入学した月	◆在学証明書 ●学生証の写し

（※1）「自営業主など」とは、個人事業主、経営者、会社役員、家族従業者です。「A書類」および「B書類」はP15の「事業を営んでいることを証明する書類（営業証明）」の「Aグループ」および「Bグループ」です。

（※2）4月利用希望で申し込みされる方につきましては、妊娠が確認できましたら早急にご提出ください。



③ 保育料を算定するための書類

下表の場合は表内の提出書類をご提出ください。

書類の提出がない場合、利用調整の際は優先順位 12 番の対象とならず、利用開始後は保育料が最高額で決定となります。

対象者	提出期限	提出書類
4月～8月利用で申し込みをした方で、9月以降も引き続き保育を必要とする次の方 ・令和6年1月1日現在中央区に住民登録がない方 ・育児休業取得などにより、令和6年度の区市町村民税が未申告である方	9月利用の提出期限	◆子どものための教育・保育給付認定変更認定申請書 兼 申請内容変更届（令和6年度の住民税課税自治体に申告した旨記載） ●令和6年度「住民税課税（非課税）証明書」
区市町村民税が変更になった方（未申告者の決定を含む）	変更（決定）があった月	◆子どものための教育・保育給付認定変更認定申請書 兼 申請内容変更届（申告した旨記載） ●対象年度の「住民税課税（非課税）証明書」

④ ご家族に関する書類

変更内容が下表の場合は「◆子どものための教育・保育給付認定変更認定申請書 兼 申請内容変更届」と表内の提出書類をご提出ください。

変更内容	提出期限	提出書類
離婚（調停・協議）して別居することになった	離婚（調停・協議）した月	次のいずれかひとつの写し ●戸籍全部事項証明書（受理証明書） ●児童扶養手当証書 ●事件係属証明書（調停期日通知書）
（結婚などで）同居することになった	結婚（同居）を開始した月	（同居者の） ●保育の必要性を証明する書類 ●保育料を算定するための書類

※ 事件係属証明書（調停期日通知書）は直近のもので、調停中であることが確認できるものをご提出ください。提出後、離婚が成立したら戸籍全部事項証明書（受理証明書）または児童扶養手当証書を速やかにご提出ください。

※ 「◆子どものための教育・保育給付認定変更認定申請書 兼 申請内容変更届」には事由発生日もご記入ください。原則、事由発生日の翌月から保育料を再算定します。

**⑤ お子さんに関する書類**

変更内容が下表の場合は「◆**子どものための教育・保育給付認定変更認定申請書 兼 申請内容変更届**」と表内の提出書類をご提出ください。

変更内容	提出期限	提出書類
認可外保育施設の利用を開始した	利用開始月	◆受託証明書

- 認可外保育施設の利用を辞めた場合は「◆**子どものための教育・保育給付認定変更認定申請書 兼 申請内容変更届**」にその旨を記載してご提出ください。提出がないまま保育園が内定または決定した場合は、内定取り消しまたは退園となります。
- お子さんの預け先の変更に伴い、保護者の就労状況も変更した場合は、併せて変更書類をご提出ください。(P54 ②参照)

⑥ 支給認定証

支給認定証の記載内容(①教育・保育給付認定区分、②保育必要量、③有効期間、④保育の必要性の事由)が変更になるときは、変更前の「支給認定証」を併せてご提出ください。

支給認定証を紛失した場合は「◆**支給認定証再交付申請書**」をご提出ください。

5 希望園を追加したいとき、希望順位を変更したいときは・・・

「◆**子どものための教育・保育給付認定変更認定申請書 兼 申請内容変更届**」の裏面に希望園・順位について記載してご提出ください。

新たに希望する希望園・順位を変更後の欄に記載して P12 ②の提出場所に提出することで、提出日の属する提出期間(P12①参照)の利用希望月から、変更後の希望園・順位で利用調整を行います。

また兄弟姉妹で入所(転園)を申し込んでいる場合の希望条件を変更する場合は「◆**兄弟姉妹入所(転園)条件確認表**」を併せてご提出ください。



2 待機中に妊娠がわかったとき

1 待機中に妊娠がわかったら、どのような手続きをすればいいですか？

下表の書類を P12 ②の提出場所にご提出ください。提出がないまま保育園が内定または決定した場合は、内定取り消しまたは退園となります。

提出期限	提出書類
分娩予定日の4カ月前まで	◆子どものための教育・保育給付認定変更認定申請書 兼 申請内容変更届
	●母子健康手帳の写し（表紙・分娩予定日の記載ページ）
	●支給認定証

※4月利用希望で申し込みされる方は、妊娠が確認できましたら、早急にご提出ください。

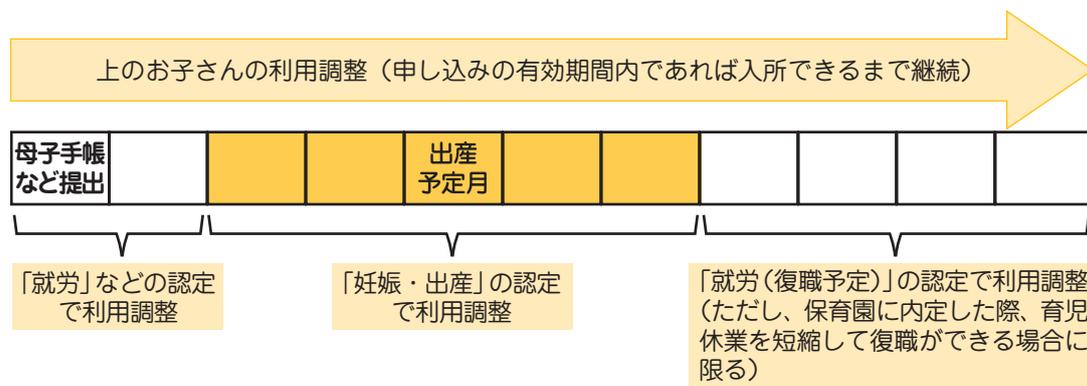
申し込みの有効期間は教育・保育給付認定における「妊娠・出産」の有効期間になります。有効期限の翌月の利用申込の提出期限までに必ず次のいずれかの手続きをしてください。

例えば、令和6年9月12日が分娩予定日の場合は、令和6年11月末まで（出産日から起算して8週間を経過する日の翌日が属する月の末日）が教育・保育給付認定の有効期間（＝申し込みの有効期間）になるため、12月以降も申し込みを継続するためには、12月利用の提出期限まで（令和6年10月31日（木）17時まで）に手続きをする必要があります。

なお出産日が変更になった場合は、教育・保育給付認定の有効期間が変わる可能性がありますので、その際は速やかにお知らせください。

①上のお子さんの申し込みを継続する場合

復職予定日より前に保育園が内定した際に、育児休業を短縮して復職できる場合は、上のお子さんの申し込みを継続することができます。





5章

待機している方へ

提出期限	提出書類
教育・保育給付認定有効期間の翌月の利用申込の提出期限まで (P12 ①参照)	◆子どものための教育・保育給付認定変更認定申請書 兼 申請内容変更届
	◆就労証明書(復職予定で、入所でき次第、育児休業を短縮して復職が可能であるもの)
	●支給認定証

◎下のお子さんの預け先が確保されていない場合は、上記の書類に加え、下のお子さんについても、別途「◆子どものための教育・保育給付認定申請書 兼 保育所入所申込書」を提出し、保育園をお申し込みください。

なお兄弟姉妹のどちらか一方だけ内定した場合でも、必ず復職する必要がありますのでご注意ください。

②上のお子さんの申し込みを一旦中断する場合

復職予定日より前に保育園が内定した際に、育児休業を短縮して復職することができない場合は、上のお子さんの申し込みを継続することはできません。「妊娠・出産」の有効期間終了とともに申し込みの有効期間も終了となります。

その後、復職が可能になった段階で、改めてお申し込みください。

(復職が可能になった段階で再度申し込むとき)

提出期限	提出書類
復職予定月の提出期限まで (P12 ①参照)	◆ P13~19を参照して該当する書類をご提出ください。

◎兄弟姉妹のどちらか一方だけ内定した場合でも必ず復職する必要がありますのでご注意ください。



③①、②の手続きをしない場合

「妊娠・出産」の有効期間は、出産日から起算して8週間を経過する日の翌日が属する月の末日となります。有効期間の経過後、教育・保育給付認定および申し込みは有効期間終了となります。





3 居宅訪問型保育事業・期間限定型保育事業について

居宅訪問型保育事業とは、保育園に申し込み、待機となっている0歳児（57日以上）から2歳児クラスまでのお子さんを対象に、利用者の自宅に保育者を派遣し、1対1の保育を行う事業です。

期間限定型保育事業とは、保育園に申し込み、待機となっている1歳児クラスのお子さんを対象に、新規の保育園などが期間を限定して保育を行う事業です。

別途、申し込みが必要です。

それぞれの事業の詳細はP28～29および中央区ホームページをご参照ください。

居宅訪問型保育事業



期間限定型保育事業





6章

保育園に通うことと
なった方へ





6章 保育園に通うこととなった方へ

1 利用開始後に提出が必要な書類があります

申し込みの際に「**保育の必要性を証明する書類**」を提出していただいておりますが、申込時と就労などの状況に差異がないことや、保育園の利用開始後においても保育が必要であることを確認させていただくため、以下のとおり入所後に書類の提出が必要となります。申込時と就労などの状況に差異がある場合や、期限までに書類の提出がなく、利用開始後においても保育が必要であることが確認できない場合は退園となります。

①「復職予定」、「求職活動」で申し込みをした方

下表のとおり保護者（父母）の「**◆就労証明書**」をご提出ください。
その他詳細については、入所決定後の通知文書でご案内します。

対象者	提出期限	証明日
復職予定で申し込みをした方	利用開始月の翌月中旬頃まで	復職日以降の日付
就労内定で申し込みをした方	利用開始月の翌月中旬頃まで	就労日以降の日付
求職活動で申し込みをした方	利用開始月を含む3カ月以内	就労日以降の日付

②「就労」で申し込みをした方

保護者（父母）の「**◆就労証明書**」をご提出ください。自営業主（個人事業主）・経営者・会社役員・家族従業員は、これに加えて「**事業を営んでいることを証明する書類**」のBグループの書類を利用開始月分提出する必要があります。派遣社員の方は、労働者派遣契約書または就業条件明示書の写しを提出する必要があります。
その他詳細については、入所決定後の通知文書でご案内します。

③「妊娠・出産」、「疾病・障害」、「学校等に在学・職業訓練」などで申し込みをした方

詳細は入所決定後の通知文書をご確認ください。

④申込時に認証保育所、企業主導型保育事業所、認可外保育施設（ベビーシッター・一時預かりを含む）にお子さんを預けていて受託証明書などを提出した方

申込時から保育園の利用開始月まで、継続して利用していたことを確認するため、下表の書類をご提出ください。利用開始月までの間に、お子さんを預けていた認可外保育施設などを退所している場合や、領収書・利用記録の利用実績が足りない場合は、申込時と内定時または入所時の状況に差異があるため、退園となります。提出期限などの詳細については、入所決定後の通知文書でご案内します。

提出書類	
利用開始月まで認可外保育施設などを利用していたことが分かる次のうちいずれか1種類	
◆受託証明書	} いずれか1種類
・領収書	
・利用記録	
※ベビーシッター・一時預かりを利用していた方は、領収書または利用記録のどちらかを提出してください。	

◎領収書および利用記録は、申し込み締め切り日以降、利用開始月までのものすべてが必要です。

◎申込時に、認可外保育施設などの受託証明書などを提出していない場合は、提出不要です。



⑤月極延長保育の申し込みをした方

保護者（父母）の「**保育の必要性を証明する書類**」と利用開始月の「**退勤時間がわかる書類**」の提出が必要です。「**退勤時間がわかる書類**」は、残業の有無に関わらずご提出ください。ただし「**◆就労証明書**」記載の退勤時間が午後6時30分以降の場合は「**退勤時間がわかる書類**」の提出は不要です。

2 お子さんの送迎について

- 送迎は保護者が決められた時間をお願いします。送迎の人や時間が変わる場合、お休みする場合は、必ず保育園に連絡してください。
※きょうだいと同じ園に在園している場合は、きょうだい一緒に同じ時刻に送迎していただきます。
- 自転車の駐輪は通行の妨げにならないように注意してください。保育園には一日中自転車などを止めておく駐輪場はありません。
- 保育園には送迎用の駐車場はありません。お車での送迎はご遠慮ください。

3 「慣れ保育」のお願い

入所直後は、生活リズムの変化や不安から体調を崩したり、精神的に不安定（夜泣き・登園拒否など）になりがちです。

乳幼児突然死症候群（SIDS）などの事故は預け始めの時期が多く、特にきめ細かな注意が必要です。

保育園では重大事故防止や、お子さんの負担を軽くするため「慣れ保育」をお願いしています。お子さんの状況により、初日は1時間程度から開始し、1週間から2週間までを目安に個々に対応いたします。お子さんが保育園で安心して過ごすためにご協力をお願いします。

▶転園児について

新入所児と同様に新しい園・新しい保育士に少しずつ慣れることが必要です。転園されるお子さんにつきましても「慣れ保育」をお願いしています。

4 別の保育園に移りたいときはどうすればいいですか？

別の園に転園を希望するときは「**◆保育所転園申込書**」と「**保育の必要性を証明する書類**」（P14②参照）をご提出ください。

提出期間・提出場所などは入所申し込みと同様です（P12参照）。

なお転園が内定した場合、元の園は退園になりますが「**◆保育所退所届**」の提出は不要です。

転園の申し込みに当たり、以下の点にご注意ください。

- 転園先に内定した場合は元の園には戻れません。転園を辞退した場合や、内定が取り消しとなった場合は、現在在園している園も退園になります。
- 現在の園にお子さんが慣れてきたなどの理由で転園の意思がなくなった場合は、必ず「**◆保育所入所（転園）申込取下届**」をご提出ください。
なお取り下げとなるのは、提出日の属する提出期間（P12①参照）の利用希望月からとなりますのでご注意ください。
- 次の子の出産予定があり、転園の利用調整指数が「妊娠・出産」になる期間に、出産予定の届出がなく「就労」の指数で利用調整を行い内定した場合、申込時と内定時の状況に差異があるため、内定が取り消しとなります。その場合、現在在園している園も退園となります。



5 仕事で保育園のお迎え時間に間に合わないときは・・・(1歳児クラス以上対象)

お仕事などにより午後6時30分までのお迎え時間に間に合わない場合は、延長保育（延長保育の利用時間はP30参照）を利用することができます（保育料を滞納している方は利用できません。）。

保護者が就労していて、週3日以上継続してお迎え時間に間に合わない方は「月極延長保育」を、急な残業などによりお迎え時間に間に合わない方（月10日程度）は「スポット延長保育」をご利用ください（月極延長保育の申込方法はP18⑦参照）。なお延長保育は定員を設定しているため、利用できない場合があります。

「月極延長保育」が不要となった方は「◆子どものための教育・保育給付認定変更認定申請書 兼 申請内容変更届」に「〇月から月極延長保育を利用しない」と記載して、利用解除を希望する前月末までに保育園にご提出ください。就労状況が変わった場合（転職、退職、勤務地移転など）や、次の子の妊娠など家庭状況が変わった場合は、月極延長保育の利用が解除となることがあります。詳しくは保育課保育入園係にお問い合わせください。

6 在園中にご家庭やお仕事の状況が変わったときは・・・

待機している方と同じ書類をご提出ください（P53『④ご家庭やお仕事などの状況が申込時と変わったときは・・・』参照）。

7 「妊娠・出産」認定期間中に入園した場合や、在園中に妊娠がわかった場合は、いつまで在園できますか？

出産日から起算して8週間を経過する日の翌日が属する月の末日で退園となります。「◆保育所退所届」をご提出ください。

この際に「◆保育所退所届」に「第〇子の育児休業に入るため退園します。調整指数5番適用を希望します。」と記載してご提出ください。

復職が可能になった段階で再度申し込みをされるときに、利用調整基準表の調整指数5番「育児休業の取得により、一時退園し、育児休業明けに再度入所を申し込む場合」が適用されます。

ただし以下の場合引き続き在園（特例在園）できます。該当する書類をP12②の提出場所にご提出ください。

①「妊娠・出産」認定期間中に復職する場合

教育・保育給付認定における「妊娠・出産」の有効期間内に下表の書類をご提出ください。上のお子さんは引き続き保育園に在園することができます。

提出期限	提出書類
教育・保育給付認定の有効期限まで	◆子どものための教育・保育給付認定変更認定申請書 兼 申請内容変更届
	◆就労証明書（復職済のもの）
	●支給認定証



②下のお子さんの育児休業を取得しながら、上のお子さんの在園を希望する場合（特例在園）

育児休業はお子さんの育児のために休業する制度です。

そのため育児休業の対象となるお子さんのほか、育児休業の取得前に既に保育園に通っているお子さんについても、ご家庭での保育ができる状況となり保育園での保育が必要な状況ではなくなります。このことから原則として保育園は退園となりますが、特例として、既に保育園に通っているお子さんについては、以下の手続きにより継続して保育園に通うことができます。

対象となる方

現在、保育園に通っているお子さんの保護者で、育児休業を取得し、もとの就労先に復職する予定のある方です。

◎中央区外にお住まいで、中央区内在勤・在学要件（P46①参照）でご利用の方は対象外です。

申請方法

下表の書類を P12 ②の提出場所にご提出ください。

▶「妊娠・出産」認定期間中に入所した場合

提出期限	提出書類
教育・保育給付認定の有効期限まで	◆子どものための教育・保育給付認定変更認定申請書 兼 申請内容変更届
	◆産前産後休暇・育児休業届
	◆就労証明書（復職予定のもの）
	●支給認定証

▶在園中に妊娠がわかった場合

提出期限	提出書類
分娩予定日の4カ月前まで	◆子どものための教育・保育給付認定変更認定申請書 兼 申請内容変更届
	◆産前産後休暇・育児休業届
	●母子健康手帳の写し（表紙・分娩予定日の記載ページ）
	●支給認定証

◎月極延長保育の利用は、産前産後休暇・育児休業を取得開始する日の前日までとなります。月内に月極延長保育を解除する手続きを行ってください（P64⑤参照）。特例在園中は、月極延長保育は利用できません。

◎「◆産前産後休暇・育児休業届」は代表者名ではなく育児休業を取得する方の名前で記入してご提出ください。「◆産前産後休暇・育児休業届」を提出することにより、利用調整基準表（P32～33参照）の調整指数5番「育児休業の取得により、一時退園し、育休明けに再度入所を申し込む場合」は適用されなくなります。

◎産前産後休暇取得後、育児休業を取得せずに復職する場合は、復職後速やかにその旨を「◆子どものための教育・保育給付認定変更認定申請書 兼 申請内容変更届」に記入し、復職済の就労証明書をご提出ください。



在園期間

継続して在園することができる期間は、出生児が1歳に達する年度の末日までです。それ以降も引き続き在園するためには、復職済の「**◆就労証明書**」の提出が必要となります。ただし出生児の入所の申し込みをして、入所できなかったためにやむを得ず育児休業を延長した場合は、保護者が復職できるまで、既に保育園に通っているお子さんは在園することができます。

【注意!】

育児休業中に退職した場合、保育を必要とする事由を「求職活動」に切り替える必要があります。

切り替え後、引き続き保育園に通う場合は、退職した日から3カ月以内に就労を開始し、速やかに「**◆就労証明書**」を提出する必要があります。

「**◆就労証明書**」の提出がない場合は退園となります。

切り替えの手続きについてはP53をご覧ください。

保育時間

育児休業中はご家庭でお子さんの保育が可能のため、早番（概ね午前7時30分～8時30分）・遅番（概ね午後5時～6時30分）にかかる時間帯のお預かりは原則できません。具体的な保育時間の設定については、通っている保育園の園長とご相談ください。産前産後休暇取得中も同様となります。

8 下の子の育児休業中です。上の子の転園を申し込むことはできますか？

可能です。下のお子さんの育児休業取得中に申し込みをしている場合は、上のお子さんの転園の利用調整は「妊娠・出産」の指数で行います。復職が確認でき次第「就労」の指数で利用調整を行います。

9 年に一度、書類の提出が必要です

①家庭状況届、保育の必要性を証明する書類

法令の定めにより、保育園を利用されている方は年に一度「**家庭状況届**」および「**保育の必要性を証明する書類**」を提出する必要があります。これは引き続きお子さんの保育が必要な状況であることを区が確認させていただくためのものです。対象となる方には個別に通知を配布しますので、必ずご提出をお願いします。

提出期限までに書類の提出がなく保育の必要性が確認できない場合や、審査の結果、保育が必要でないと判断された場合には、保育園は退園となります。

②保育料などを算定するための書類

保育料などは、毎年9月に現年度の区市町村民税課税額に合わせて切り替えます。

切り替えに当たり、区市町村民税が中央区で課税されていない方はP16 ④に記載の手続きを行ってください。



10 保育園を長期間お休みするときは

① お子さんがけがや病気のため、通園できないと見込まれるとき

お子さんのけがや病気のため、やむを得ずお休みする場合は、2カ月に限り保育を停止することができます。この間、保育料はかかりません。保育の停止については下表の書類を通っている保育園にご提出ください。

◆ 子どものための教育・保育給付認定変更認定申請書 兼 申請内容変更届

● 診断書の写し（病状と回復見込みの記載があるもの）

お休みできる期間は最長で2カ月までです。3カ月目の間に登園を開始できない場合は退園となります。

例：5月20日からお休みした場合

5/20	6/1	6/30	7/1	7/31	8/1	8/31	→ 8/31まで欠席 =退園
登園月	休園1カ月目 保育料 かからない	休園2カ月目 保育料 かからない	休園3カ月目 保育料 かかる				

上記のケースの場合、3カ月目に当たる8/31までに登園を開始しないと退園となります（8/31が保育園の閉園日であったとしても、退園となりますのでご注意ください。）。

② ご家庭の事情（保護者の里帰り出産などの自己都合）でお休みするとき

理由にかかわらず月の初日から2カ月を超えて1日も登園がない場合は退園となります。この場合、登園が一度もなくとも保育料は毎月かかります。

提出書類はありませんが、必ず保育園に伝えてください。

例：5月20日からお休みした場合

5/20	6/1	6/30	7/1	7/31	→ 7/31まで欠席 =退園	
登園月	休園1カ月目 保育料 かかる	休園2カ月目 保育料 かかる				

上記のケースの場合、2カ月目に当たる7/31までに1日も登園がないと退園となります（7/31が保育園の閉園日であったとしても、退園となりますのでご注意ください。）。



11 区外へ引っ越すことになりました

転出した日の前日の属する月の末日まで在園可能です。翌月以降も引き続き中央区の保育園に通うことを希望する場合は転出した日の前日の属する月の末日までに転出先自治体にお申し込みください。手続きを行わない場合は退園になります。在園に当たっての条件など、詳細についてはP48②「中央区から転出後も引き続き中央区の保育園に通うことを希望する方」を必ずご参照ください。

12 保育園を退園します

「◆保育所退所届」をお子さんが通っている保育園にご提出ください。登園がなくても、「◆保育所退所届」の提出がなければ保育料が発生します。

また月の途中の退園でも1カ月分の保育料がかかります。

なお「◆保育所退所届」の提出に伴い、退園するお子さんの転園および月極延長保育を申し込みしていた場合「◆保育所入所（転園）申込取下届」をご提出ください。

「◆保育所退所届」を提出した後の撤回はできませんので、必ず退園の意思が固まってからご提出ください。